

有料老人ホームに対する指導について

① 届出の有無は関係ない

- ・ 有料老人ホームの定義においては、届出がなくても、老人を入居させ、介護サービス【①食事の提供、②介護の提供、③家事の供与、④健康管理のいずれかのサービス】の提供を満たしている施設は、老人福祉法上の「有料老人ホーム」として扱われる。
- ・ 届出の有無に関係ないことから、いわゆる「未届有料老人ホーム」も、老人福祉法の規定に則り、有料老人ホームに関する指導(立入検査)を行うことが可能である。

② 入居者の人数は関係ない

- ・ 有料老人ホームの定義においては、入居人数の多寡による判断基準はないため、1人を入居させ、介護サービスを提供している場合であっても、有料老人ホームに該当する。

以前は「10人以上」という要件があったが、平成18年度改正によって撤廃されている。

③ サービス提供の一体性に留意

- ・ 有料老人ホームの要件は、①入居サービスと②介護サービスの「一体的な提供」が行われてることにあるので、①の事業者と②の事業者が別々であっても、両者に委託関係があったり、経営上の一体性が認められる施設については、有料老人ホームとして取り扱って差し支えないこととなる。

④ 運営調書

- ・ 他の介護サービスと同様に有料老人ホームにおいても運営調書を作成中です。作成後、ホームページに掲載しますので、平成31年度からの立入検査の際には、事前に運営調書を作成した上で検査を受けてください。

有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化について

①事業停止命令の創設

再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届けの有料老人ホームを含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令を創設する。

○老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条

★新設（平成 30 年 4 月 1 日施行）

14 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

※都道府県知事は旭川市長に読み替えてください。

②都道府県等の入居者への援助

事業停止命令を受けたとき、有料老人ホームの入居者の心身の健康の保持や生活の安定を図る必要があるときは、都道府県等は、入居者が介護等のサービスを引き続き受けるために必要な援助を行うこととする。

○老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条

★新設（平成 30 年 4 月 1 日施行）

17 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第 14 項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

③提供するサービス内容等の報告，情報公表の義務

入居希望者にニーズにあった有料老人ホームの選択に資するとともに，事業者の法令遵守の確保を図るため，**各有料老人ホームが提供するサービスの内容等**について都道府県への報告を義務付けるとともに，都道府県は報告された**有料老人ホームの情報の公表を義務付ける。**

○老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条

★新設（平成 30 年 4 月 1 日施行）

9 有料老人ホームの設置者は，当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であって，有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を，厚生労働省令で定めるところにより，当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。

★新設（平成 30 年 4 月 1 日施行）

10 都道府県知事は，厚生労働省令で定めるところにより，前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

公表方法

○老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚令 28 号）第 21 条の 4

★新設（平成 30 年 4 月 1 日施行）

都道府県知事は，法第 29 条第 10 項の規定により，同条第 9 項の規定により報告された事項について，利用者が有料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し，適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため，有料老人ホームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

厚生労働省令で定める報告が必要な内容

○老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚令第 28 号）第 21 条の 2

★新設（平成 30 年 4 月 1 日施行）

法第 29 条第 9 項の規定により、有料老人ホームの設置者が当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表のとおりとする。

（別表）

- 1 有料老人ホームの設置者に関する事項
 - ・設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 当該報告に係る介護等の供与をし、又は供与をしようとする施設に関する事項
 - ・施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ・有料老人ホームの種類
 - ・施設の竣工年月日
 - ・当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日
 - ・施設までの主な利用交通手段
 - ・居室の状況
 - ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の有無
- 3 介護等の内容に関する事項
 - ・当該報告に係る介護等の内容等
 - ・入居対象となる者
 - ・当該報告に係る介護等の利用者への提供実績
 - ・利用者等（利用者又はその家族等をいう。）の意見を把握する体制、第 3 者による評価の実施状況等
- 4 当該報告に係る介護等を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 5 施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況
- 6 その他都道府県知事が必要と認める事項

厚生労働省令で定める報告が必要な内容は、旭川市が定めている重要事項説明書を使用していれば網羅できる内容となっています。

- ・ 旭川市における有料老人ホームに関する情報の公表状況

情報開示一覧表(平成30年12月公表)

重要事項説明書(平成31年度公表予定)

★老人福祉法第29条第9項に基づき、有料老人ホームについては、毎年度7月1日現在の現況に関する報告をお願いしております。

平成31年度については、現況報告の際に提出のあった重要事項説明書等の内容をインターネット及び書面により公表することを予定していますので、提出の際には、利用料のほか、職員数や入居者の状況を更新したことを確認した上で、提出してください。